

第3次桐生市地域福祉計画・第3次桐生市地域福祉活動計画（案）に対する意見募集実施要項

件名	第3次桐生市地域福祉計画・第3次桐生市地域福祉活動計画（案）
意見募集の趣旨	<p>第2次の桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画が令和元年度をもって終了することから、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第3次桐生市地域福祉計画・第3次桐生市地域福祉活動計画を策定します。</p> <p>この計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域共生社会の実現や「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指し、地域福祉の向上を図ることを基本理念とし、策定します。</p> <p>住民や、自治会、関係機関、社会福祉協議会、行政が連携し、地域福祉を推進していくため、計画案について広く情報提供し、市民の意見を反映したより良い内容とするため、桐生市市民の意見提出手続きを実施するものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和元年12月25日（水）～令和2年1月23日（木）
意見提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接提出・・・桐生市役所1階福祉課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所福祉課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-45-2940へ送信してください。 (4) 電子メール・・・fukushi@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
担当	<p>保健福祉部 福祉課 社会福祉係 電話 0277-46-1111（内線285）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。